

令和元年度第4回

東北町農業委員会総会議事録

期日 令和元年7月10日

場所 東北町役場（分庁舎）第1会議室

平成31年度第1回東北町農業委員会総会

1. 開催場所 東北町役場（分庁舎）第1会議室

2. 開会日時 令和元年7月10日（水） 午後1時30分

3. 閉会日時 令和元年7月10日（水） 午後2時10分

4. 出席農業委員（13名）

1番	乙部繁作君	2番	沼尾京子君
3番	蛭名勲君	4番	蛭沢清子君
5番	沼尾幸一君	6番	竹内勝子君
7番	米内山寧夫君	8番	高松克彦君
10番	中野一男君	11番	甲地武彦君
12番	木村豊三郎君	13番	甲地俊隆君
15番	小野寺正八君		

5. 欠席農業委員（2名）

9番	沢田兼美君	14番	新山忠幸君
----	-------	-----	-------

6. 出席農地利用最適化推進委員（1名）

上野（上） 蛭名賢一君

7. 欠席農地利用最適化推進委員（2名）

花向町	野田亮広君	千代畑	江刺家栄作君
甲地	岡山粕男君	旭	笹倉隆悦君

8. 会議に付した案件

- 報告第8号 農地の転用事実に関する照会について
報告第9号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
議案第13号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第14号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第15号 東北町農用地利用集積計画の決定について

9. 議事録署名委員

7番 米内山 寧 夫 君 12番 木 村 豊三郎 君

10. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局 長 蛭 澤 博 幸 事務局 主 事 荒 木 浩 美

11. 書 記

事務局 副 参 事 河 島 徳 悦

(全員起立で挨拶を行う。)

事務局長 (蛭澤博幸君) 総会に入る前に、挨拶を交わしたいと思います。
ご起立願います。
「こんにちは」
着席願います。

事務局長 (蛭澤博幸君) ただいまから、7月3日に招集通知しました、第4回東北町農業委員会総会を開催いたします。
本総会の出席委員は、13名で、定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。
尚、農地利用最適化推進委員 2名の出席があります。
本日、9番 沢田兼美 委員、 14番 新山忠幸 委員
番 委員 番 委員
より、会議規則第4条の規定に基づく、欠席届出がありましたので、ご報告いたします。

それでは、会長よりご挨拶をお願いします。

(会長あいさつ省略)

事務局長 (蛭澤博幸君) ありがとうございました
それでは、東北町農業委員会、会議規則第5条により、会長は、会議の議長となり、議事を整理することになっていきますので、会長より議事進行をお願いします。

会長 (乙部 繁作君) それでは、しばらくの間、議長を努めさせていただきます。

(開 議)

これより、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。
総会の提出案件は、**報告2件、議案3件**であります。
充分なるご審議をお願いします。

会長（乙部
繁作君） それでは、議事に入ります。

議事録署名者の指名・書記の任命)

日程第1 議事録署名者の指名及び書記の任命についてを、議題とします。

お諮りします。

議長の私から指名することに、ご異議ありませんか。

(異議なしのとき)

異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

議事録署名者には、7番 米内山 寧夫 委員、12番 木村豊三郎 委員を指名いたします。

なお、書記には、河島 副参事を任命いたします。

議長（乙部
繁作君） (会期の決定)

日程第2 会期の決定についてを、議題とします。

総会の会期は、本日一日とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なしのとき)

異議なしと認め、総会の会期は、本日一日とすることに決定しました。

議長（乙部
繁作君） **日程第3 報告第8号** 農地の転用事実に関する照会について、を議題とします。

事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局長 1ページをお開きください。

(蛭澤博幸君) 報告第8号 農地の転用事実に関する照会について、青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので、報告するものです。

事務局長 尚、現地確認は、7月3日、委員2名（沼尾 幸一 委員 及び、
（蛭澤博幸 蛭名 賢一 農地利用最適化推進 委員）と事務局職員2名により
君） 遅滞なく現地調査を行い、現況が農地であるか否かを確認していま
す。

2 ページをお開きください。

受付番号11番～15番まで 5件について説明いたします。
（事務局受付番号11番～15番5件朗読説明省略）
以上、5件です。

議長（乙部 ただいま、事務局より報告第8号の朗読及び説明がありました。
繁作君） ご質疑等ありませんか。

委員（高松 その他事項、農振法関係で5件とも農業振興地域外となっていますが
克彦君） 農業振興地域内ではないですか。

事務局（蛭 農業振興地域に関しては全て外です。農業地域内がすべて内です。
澤博幸君） 転用等も近くにありまして確認させて貰っていました。

委員（高松 管理については、農林課でやっていますね。農林課からは確認をとっ
克彦君） ていますか。

事務局長 とっていません。
（蛭澤博幸 近くに、この度転用の確認もありまして転用の申請書類（資料）とし
君） て図面を出すのですが、黄色が農振地域、青が地域外の区分けで明記さ
せて頂きました。確認という事です。

議長（乙部 そのほか質疑は、ありませんか
繁作君）

（質疑なしの声）

質疑なしと認め、報告第8号は原案のとおり報告済と致します

議長（乙部 **日程第4 報告第9号** 農地法第3条の3第1項の規定による
繁作君） 届出書の受理についてを、議題とします。
事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局長 3ページをお開きください。
(蛭澤博幸 報告第9号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受
君) 理について、このことについて、別紙のとおり農地法第3条の3第
1項の規定による届出書を受理したので報告するものです。

4ページをお願いします。
(事務局 18番か22番、5件朗読説明省略)
以上、5件です。

議長(乙部 只今、事務局より報告の朗読及び説明がありました、ご質疑あ
繁作君) りませんか。

委員(木村 簡潔な質問でございます。18番の〇〇さんの3分の1、19番に関
豊三郎君) しては全部となっておりますがどういうことか。

事務局長 18番の3分の1は元々父親の相続(持分)が3分の1となり、息子
(蛭澤博幸 君) に相続となります。

議長(乙部 そのほか、質疑はありませんか
繁作君) (質疑なしのとき)

質疑なしと認め、報告第9号は、原案のとおり報告済みといたします。

議長(乙部 **日程第5 議案第13号** 農地法第3条第1項の規定に基づく
繁作君) 農業委員会の許可についてを 議題とします。
事務局より議案朗読及び説明をお願いします。

事務局長 7ページをお願いします
(蛭澤博幸 君) 議案第13号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の
許可について、農地法施行令第3条第1項の規定により、別紙のと
おり、(1)所有権移転1件、許可申請書の提出があったので、審
議を求めるものです。

事務局長
（蛭澤博幸君）

8 ページをお願いします。
所有権移転（1 件）について説明いたします。

（事務局 受付番号 1 1 番、1 件を朗読説明省略）
以上、1 件であります。

議長（乙部
繁作君）

只今、事務局より、所有権移転、受付番号 1 1 番 1 件
です。
本案について、ご質疑等ありませんか。

（質疑なしのとき）

異議なしと認め、議案第 1 3 号は、原案のとおり許可することに
決定しました。

議長（乙部
繁作君）

日程第 6 議案第 1 4 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地
転用許可に係る意見についてを 議題とします。
事務局より議案朗読及び説明をお願いします。

事務局長
（蛭澤博幸君）

9 ページをお願いします。
議案第 1 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可
に係る意見について、農地法施行令第 7 条第 1 項の規定により、別
紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため
の意見を求めるもので、受付番号 5 番～6 番 2 件について、現地調
査が行われております。

10 ページをお願いします。
尚、申請箇所的位置等は、11 ページ及び 12 ページのとおりです。

（事務局 受付番号 5 番～6 番 2 件、朗読説明省略）
以上です。

議長（乙部
繁作君）

ただいま、事務局より、説明が終わりました。

これには、現地調査が行われていますので

沼尾 幸一 委員より現地調査の報告をお願いします。

委員（沼尾 幸一君） 10 ページ、5番の申請地は、7月3日に農地利用最適化推進委員 蛭名 賢一委員及び事務局と現地に行き、申請人 譲受人 さん及び譲渡人 両者の代理人立会のもと、現地調査を行いました。

申請地は、東北町役場分庁舎より、北東へ約 2.3km の距離にあり、北側及び南西側に畑作地帯が広がり、その先は、田が一団を形成している、周辺には、集落内へ接続する住宅点在した地域である、転用の目的は普通住宅の建設のためです。

現況においては、境界が明確であり、周辺に被害を及ぼす影響はないものとみて、許可相当と判断してまいりました。

次に、11 ページ、6番の申請地は、同じく7月3日に農地利用最適化推進委員 蛭名 賢一委員及び事務局と現地に行き申請人 譲受人及び譲渡人両者の代理人立会のもと、現地調査を行いました。申請地は、東北町役場 本庁舎より、東へ約 1.3 kmの距離にあり周辺は、未線引き都市計画地域の用途地域（第1種住居地域）に属する地域である。転用の目的は普通住宅建築です。

現況においては、境界が明確であり、また、生産性の低い地域で周囲への影響はないものとみて、許可相当と判断してまいりました。

以上、報告いたします。

議長（乙部 繁作君） ご苦労さまでした。
ただいま、事務局の説明及び沼尾 幸一 委員より、現地調査の報告が終わりました。

本案について、ご質疑等ございませんか。

（異議なしのとき）

異議なしと認め、議案第14号は、原案のとおり許可することに決定し、許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

議長（乙部 繁作君） **日程第7 議案第15号** 東北町農用地利用集積計画の決定についてを 議題とします。

事務局より事案朗読及び説明をお願いします。

事務局長（蛭澤博幸） 13ページをお願いします。
議案第15号 東北町農用地利用集積計画の決定について、東北

君) 町長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めた旨の通知がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を求めるものであります。

事務局長 14ページをお願いします。
(蛭澤博幸 農用地利用集積計画の承認について、町長から農業委員会へのお
君) 願いの文書であります。

15ページをお願いします。

最初に農業経営基盤強化促進法による利用権の設定各筆明細書賃貸借、受付番号11番から15番 5件について説明いたします。

なを、賃貸借及び使用貸借、所有権移転、一時貸付後の所有権移転は、農地中間管理事業によるため、利用権の設定を受ける者は、公益社団法人あおもり農林業支援センター、でありますので、氏名、住所については、省略させていただきます。

(事務局 受付番号11番から15番、5件、朗読説明省略)

18ページをお願いします。

次に、使用貸借受付番号26番から28番3件について説明いたします。

(事務局、受付番号26番から28番3件朗読説明省略)

20ページをお願いします。

次に、所有権移転受付番号6番1件について説明いたします。

(事務局、受付番号6番1件朗読説明省略)

次に、一時貸付後の所有権移転受付番号1番から2番2件について説明いたします。

(事務局、受付番号1番から2番2件朗読説明省略)

ただいま、事務局より説明が終わりました。

本案について、ご質疑等ありませんか。

委員(蛭名 15ページの11番、12番の同所有者で同じ番地で分割していますが
勲君) が借りる相手が違うということですか。実際面積はいくらあるのですか。

事務局長 面積については72番のうちの分割で総面積については二筆の合計で

(蛭澤博幸君) 42,550 m²となります。

委員米内山寧夫君) 20ページの6号の10aの値段円で間違いはないか。

事務局長 (蛭澤博幸君) 間違いございません。

委員木村豊三郎君) 集積計画の筆数が増えていますが補助金の浸透ですか。

事務局長 (蛭澤博幸君) 集積なので農地中間管理事業を使って農地等の貸し借りをしている案件が増えてきている状況です。先ほどの補助金については3年前までは2万円とかで昨年度は2千円、5千円とかで今年になれば、なくなるのではという事が説明会でありましたが私の所には正式に情報は入っていません。

相対で貸すことによりトラブルの回避ができることから農地中間管理事業を活用する人が増えている要因と思います。

議長(乙部 繁作君) そのほか、質疑はありませんか
(異議なしのとき)

異議なしと認め、議案第15号は、原案のとおり承認することに決定しました。

以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

第4回東北町農業委員会総会を閉会いたします。

午後14時10分 閉会

